

基本ルール



---

# FTSE 日本ブロード債券インデックス

v1.0

---



## 目次

---

1.0	はじめに .....	3
2.0	運営・管理責任.....	5
3.0	FTSE Russell インデックス ポリシー.....	7
4.0	計算前提と組入基準 .....	9
	付録 A : 追加情報.....	12

## セクション 1

# はじめに

---

### 1.0 はじめに

#### 1.1 FTSE 日本ブロード債券インデックス

1.1.1 本書は、FTSE 日本ブロード債券インデックスの運営および算出に係わる基本ルールを説明したものです。これらの基本ルールのコピーは、FTSE International Limited (FTSE)から入手できます。

1.1.2 FTSE 日本ブロード債券インデックス (JPBBI) は、日本の債券市場で発行される円建て債券のパフォーマンスを測定するものです。これには、日本の機関投資家が投資できる日本で発行される固定利付き債が含まれます。JPBBI は、日本国債 (JGB)、政府関連債、モーゲージ証券、地方債、社債を含みます。本インデックスは幅広いアセット・クラスから構成されており、サブ・インデックスはこれらの様々なアセット・クラス、残存年限、格付けを組み合わせる構成されます。

#### 1.2 FTSE Russell

FTSE Russell は FTSE International Limited、Frank Russell Company、FTSE Global Debt Capital Markets Limited (およびその子会社 FTSE Global Debt Capital Markets Inc. ならびに MTSNext Limited)、Mergent Inc.、FTSE Fixed income LLC、The Yield Book Inc.、Beyond Ratings の商標名です。

1.3 FTSE Russell は、FTSE Russell のコントロールが及ばない外部要因を含む様々な要因において、当インデックスの変更、中断、中止が余儀なくされる場合があること、また、当インデックスを参照するインデックス・ファンドなどの投資商品や諸契約は、当インデックスの変更、中断、中止に耐え得

るか、その可能性に対応できるものであるべきことを、当インデックス利用者に対し表明するものです。

1.3.1 本インデックスに追随する運用を行うユーザー、または本インデックスに追随する商品を購入するユーザーは、自己資金、あるいはクライアントの資金で投資をする前に、当インデックスのの長所を評価し、独立した立場にある者の助言を受けてください。FTSE Russell、また FTSE Russell 方針諮問委員会や FTSE Russell アジア太平洋地域株式諮問委員会のメンバー（または、これら基本ルールの作成および発行に関係するすべての者）は、以下による結果について、個人の被った損失、損害、請求、費用について一切の責任を負いません。

- 当基本ルールに対する依存、および/もしくは
- 当基本原則の誤りまたは不正確、および/もしくは
- 当基本原則に記載されている方針または手続きの不適用、誤用、および/もしくは
- インデックス及び構成銘柄情報作成時における誤謬または不正確さ。

## セクション 2

# 運営・管理責任

---

## 2.0 運営・管理責任

### 2.1 FTSE Fixed Income LLC (FTSE)

2.1.1 FTSE はインデックスシリーズのベンチマーク管理者です。<sup>1</sup>

### 2.2 基本ルールの改訂

2.2.1 基本ルールが指標シリーズの目的を最も適切に反映することができるよう、同ルールは FTSE Russell による定例見直し（少なくとも年 1 回）の対象になります。基本ルール大幅な改訂の提案に関しては、FTSE Russell Advisory Committee 及び必要に応じその他の利害関係者との協議に付されます。FTSE Russell Product Governance Board は、これらの協議結果を踏まえ、改訂の承認を判断します。

2.2.2 FTSE Russell Fixed Income Indexes の Statement of Principles に規定のとおり、基本ルールに言及されていない、または具体的かつ明確に規定されていない事項に関して FTSE Russell が決定を下す場合、Statement of Principles に則って実際的な決定を行うものとします。上記の様な決定が行われた場合、FTSE Russell はその決定内容を速やかに公表します。また、上記の取扱いが、基本ルール

---

<sup>1</sup>本文書で管理者／アドミニストレーターという言葉は、金融商品と金融契約のベンチマークとして用いられる指標、または投資資金のパフォーマンス測定を行うことに関する、2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011（欧州ベンチマーク規制）における定義と同義で使用されます。FTSE Fixed Income LLC は、同規則 Article 51(5)に記載される第三国暫定規定に従って、インデックス・シリーズを管理します。

の例外、変更、将来の前例など見做されない場合においても、FTSE Russell は、基本ルールをより明確な規定にするための改訂が必要かどうかを検討します。

## セクション 3

# FTSE Russell インデックス ポリシー

---

### 3.0 FTSE Russell インデックス ポリシー

基本ルールは、以下のリンクからご覧いただけるインデックス方針ドキュメントと併せてご参照ください。あるいは [fi.index@lseg.com](mailto:fi.index@lseg.com) にご連絡ください。これらのポリシーは毎年見直され、変更事項があれば FTSE Russell Product Governance Board の承認を受けます。

#### 3.1 FTSE Russell 債券インデックスの原則声明(Statement of Principles)

インデックスは市場の変化に対応する必要がある一方、基本ルールはすべての事態を予測することはできません。基本ルールが特定の事象または変化を十分にカバーしていない場合は、FTSE Russell は、FTSE 債券インデックスに対する FTSE Russell の基本的考え方をまとめた原則声明(Statement of Principles)を参照して適切な取り組みを決定します。原則声明(Statement of Principles)は毎年見直され、FTSE から提案された変更事項は FTSE Russell ポリシー諮問委員会によって議論され、最終的には FTSE Russell の Product Governance Board により承認されます。

原則声明(Statement of Principles)は、次のリンクからご覧いただけます：

[Statement\\_of\\_Principles\\_Fixed\\_Income\\_Indexes.pdf](#)

#### 3.1 お問い合わせ、苦情など

FTSE Russell の苦情申し立て手続きは、次のリンクからご覧いただけます：

[Benchmark\\_Determination\\_Complaints\\_Handling\\_Policy.pdf](#)

## 3.2 再計算方針とガイドライン

FTSE Russell 再計算方針および債券インデックス・ガイドラインは、次のリンクから FTSE Russell のウェブサイトで御覧いただくか、[fi.index@lseg.com](mailto:fi.index@lseg.com) までお問い合わせください。

[Fixed\\_Income\\_Recalculation\\_Policy\\_and\\_Guidelines.pdf](#)

## 3.3 FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更

FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更は、次のリンクをご参照下さい：

[Policy\\_for\\_Benchmark\\_Methodology\\_Changes.pdf](#)

## 3.4 FTSE Russell のガバナンスの枠組みからご覧ください。

3.4.1 これらインデックスの監修にあたり、FTSE Russell では、プロダクト、サービス、テクノロジーの管理を行うガバナンス・フレームワークを採用しています。フレームワークには、ロンドン証券取引所グループによる防衛リスク管理フレームワークの 3 つの防衛線が組み込まれており、金融ベンチマークの IOSCO 原則<sup>2</sup>と欧州ベンチマーク規則の要件を満たします<sup>3</sup>。FTSE Russell ガバナンス・フレームワークの詳細は、次のリンクをご参照下さい：

[FTSE\\_Russell\\_Governance\\_Framework.pdf](#)

---

IOSCO Principles for Financial Benchmarks Final Report, FR07/13 July 2013

<sup>3</sup>有価証券および金融契約、また投資ファンドのパフォーマンス測定にベンチマークとして使われるインデックスにおける 2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011



## セクション 4

# 計算前提と組入基準

### 4.0 計算前提と組入基準

#### 4.1 FTSE 日本ブロード債券インデックスの組入基準と計算の前提条件

クーポン	固定利付き、固定-変動債、およびゼロ・クーポン債
通貨	日本円
最低残存期間	1年 ただし、固定-変動債は変換日の1年前に除外される
最低残存金額	日本国債：5,000 億円；20 年超債 4,500 億円(日銀および財務省保有分を除く) 社債、国際機関債、政府系機関債、地方政府債、担保付証券：200 億円
最低格付け	S&P の BBB - 格、ムーディーズの Baa3 格、または R&I の BBB- 格
構成銘柄	組入対象：サムライ債、FILP 債、プロボンド、住宅金融支援機構 (JHFA) の月次 MBS。 組入対象外：私募債、転換債、インフレ連動債、変動利付債、固定利付永久債、住宅金融公庫 MBS、住宅金融支援機構の S 種 MBS および T 種 MBS、個人向け日本国債。
償還形態	満期一括償還型、減債基金、プッタブル、エクステンダブル、コーラブル
ウェイト	時価総額
リバランス	毎月末営業日（月末最終営業日の価格付け、暦上月末日を受渡し日とする）
キャッシュフローの再投資	キャッシュフローの実際の支払日から期末までを、1 ヶ月物ユーロ預金金利の日々平均で計算

<b>価格付け</b>	日本国債：リフィニティブ・ビッド午後 3 時 00 分（東京） JHFA MBS：JSDA 参考価格（平均価格） 上記以外：リフィニティブ・ビッド午後 6 時 00 分（東京）
<b>算出の頻度</b>	日次
<b>受渡日</b>	月次：暦上の月末 日次：当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする
<b>採用銘柄決定日</b>	翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載
<b>基準日</b>	2005 年 12 月 31 日

## 4.2 休日カレンダー

4.2.1 インデックスは、クリスマス(休日)と元日(休日)を除き、月曜日から金曜日まで算出されます。各現地市場はそれぞれの休日カレンダーに従うこととし、現地市場が休日の場合、その日のために使用する終値は前日の終値となります。

## 4.3 債券の格付け

4.3.1 インデックスに含まれる債券の各銘柄は、プロファイルの採用銘柄決定日に格付けを割り当てられます。格付けでは、まず、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)の格付けを参照します。S&P の格付けがない場合には、ムーディーズの対応する格付けを使います。S&P、ムーディーズのどちらの格付けもない場合は、その債券にインデックスの格付けが付与されません。また、片方の格付けが投資適格で、もう片方がハイ・イールド(いわゆる、スプリット・レーティング)の場合は、その投資適格に相当する S&P の格付記号をインデックスの格付けとして用います。これらの格付けは、1 カ月間変更されません。格付投資情報センター（「R&I」）の格付けはスクリーニング用に用いられますが、インデックスの格付け算定で考慮されることはありません。

## 4.4 リターン計算

4.4.1 トータル・リターンは、インデックスの構成銘柄を期初に購入して期末に売却するものとして算出します。また、個別銘柄のトータル・リターンは、計算対象期間における価値の変化を増減率の形で表示します。個別銘柄における価格の変動、元本の償還、クーポン収入、経過利子、期中キャッシュフローの再投資収入の合計がトータル・リターンの要素となります。インデックスのトータル・リターンは構成銘柄の期初の時価総額で加重平均して求めます( 図表 1 を参照)。

**図表 1 トータル・リターンの計算方法**

期初価値	-	( 期初価格 + 期初経過利子 ) x 期初残存額面金額
期末価値	-	( 期末価格 + 期末経過利子 ) x ( 期初残存額面金額 - 元本償還額 ) + クーポン収入 + 元本償還額 + 再投資収入
トータル・リターン (%) =	-	[ ( 期末価格 / 期初価格 ) - 1 ] x 100

精度についての注意事項: リターンは少なくとも小数点以下第 6 位まで計算しますが、公表は小数点以下第 4 位以内までです。計算機の浮動小数点計算には四捨五入による誤差が生じるため、公表値の小数点以下最後の位は真の値から 1 乖離する場合があります。

## 4.5 為替レート

4.5.1 弊社では、リフィニティブが提供する WM/Reuters のスポットおよびフォワードの終値を使用します。WM/Reuters ではロンドン時間午後 4 時の前後の数時点の為替レートの中央値を基準レートとしています。すべてのレートは仲値です。

## 4.6 データの入手

4.6.1 FTSE Japanese Broad Bond Index のインデックス概要、分析、リターン、過去のデータを含むインデックス情報は <https://www.yieldbook.com/m/indices> で入手いただけます。また、FTSE Russell は多くのデータ・ベンダーや分析ベンダーを通じて、インデックスに使われるデータを提供しています。

4.6.2 本インデックスのティッカー

ティッカー	インデックス
SBJBBI	FTSE 日本ブロード債券インデックス (円ベース)

## 4.7 改編履歴の概要

### FTSE 日本ブロード債券インデックス主な改編

年	月および変更内容
2021	5 月: FTSE 日本ブロード債券インデックスを導入

特に記載がない場合、インデックスは FTSE 債券インデックスの一般的メソドロジーに従って作成されます。詳細は、「FTSE 債券インデックス・ガイド」を参照してください。

[FTSE 債券インデックス・ガイド](#)



## 付録 A : 追加情報

---

FTSE Russell の基本ルールで使用される用語については、次のリンクをご参照ください。

[Fixed\\_Income\\_Glossary\\_of\\_Terms.pdf](#)

連絡先については、FTSE Russell のウェブサイトをご覧ください。FTSE Russell の顧客サービスまでお問い合わせください。 [fi.index@lseg.com](mailto:fi.index@lseg.com)

ウェブサイト : [www.ftserussell.com](http://www.ftserussell.com)

---

© [2022] London Stock Exchange Group plc and its applicable group undertakings (the “LSE Group”). The LSE Group includes (1) FTSE International Limited (“FTSE”), (2) Frank Russell Company (“Russell”), (3) FTSE Global Debt Capital Markets Inc. and FTSE Global Debt Capital Markets Limited (together, “FTSE Canada”), (4) FTSE Fixed Income Europe Limited (“FTSE FI Europe”), (5) FTSE Fixed Income LLC (“FTSE FI”), (6) The Yield Book Inc (“YB”) and (7) Beyond Ratings S.A.S. (“BR”). All rights reserved.

The FTSE Japanese Broad Bond Index is calculated by or on behalf of FTSE Fixed Income LLC or its affiliate, agent or partner. FTSE International Limited is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority as a benchmark administrator.

FTSE Russell® is a trading name of FTSE, Russell, FTSE Canada, FTSE FI, FTSE FI Europe, YB and BR. “FTSE®”, “Russell®”, “FTSE Russell®”, “FTSE4Good®”, “ICB®”, “The Yield Book®” “Beyond Ratings®” and all other trademarks and service marks used herein (whether registered or unregistered) are trade marks and/or service marks owned or licensed by the applicable member of the LSE Group or their respective licensors and are owned, or used under licence, by FTSE, Russell, FTSE Canada, FTSE FI, FTSE FI Europe, YB or BR.

All information is provided for information purposes only. Every effort is made to ensure that all information given in this publication is accurate, but no responsibility or liability can be accepted by any member of the LSE Group nor their respective directors, officers, employees, partners or licensors for any errors or for any loss from use of this publication or any of the information or data contained herein.

No member of the LSE Group nor their respective directors, officers, employees, partners or licensors make any claim, prediction, warranty or representation whatsoever, expressly or impliedly, either as to the results to be obtained from the use of FTSE Japanese Broad Bond Index or the fitness or suitability of the Index for any particular purpose to which it might be put.

No member of the LSE Group nor their respective directors, officers, employees, partners or licensors provide investment advice and nothing in this document should be taken as constituting financial or investment advice. No member of the LSE Group nor their respective directors, officers, employees, partners or licensors make any representation regarding the advisability of investing in any asset. A decision to invest in any such asset or whether such investment creates any legal or compliance risks for the investor. Indices cannot be invested in directly. Inclusion of an asset in an index is not a recommendation to buy, sell or hold that asset nor confirmation that any particular investor may lawfully buy, sell or hold the asset or an index containing the asset. The general information contained in this publication should not be acted upon without obtaining specific legal, tax, and investment advice from a licensed professional.

No part of this information may be reproduced, stored in a retrieval system or transmitted in any form or by any means, electronic, mechanical, photocopying, recording or otherwise, without prior written permission of the applicable member of the LSE Group. Use and distribution of the LSE Group index data and the use of their data to create financial products require a licence with FTSE, Russell, FTSE Canada, FTSE FI, FTSE FI Europe, YB, BR and/or their respective licensors.